

食品ロスとは

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。令和2年の日本の食品ロスは522万トンで、国連機関による世界の食糧支援420万トンの1.2倍以上でした。これは国民一人当たり、毎日お茶碗約一杯分(約113g)の食糧を捨てていることになります。そして、食品ロスの約半分は家庭から発生しています。料理を作り過ぎて残る「食べ残し」、野菜の皮や茎など食べられるところを捨ててしまう「過剰除去」、未開封のまま食べずに捨ててしまう「直接廃棄」です。食品ロスを減らすために、私たち消費者ができることを考えましょう。

必要な量だけを購入しましょう

買い物に行く前に冷蔵庫の中をチェックし、買う物をメモしましょう。チェックやメモをせずに買い物に行く

と、既にある食品を重ねて買ってしまうことがあります。また、空腹時には食品の購入が増える傾向があるため、空腹時を避け、食べきれぬ分の食品を買うように意識しましょう。さらに、すぐ使う食品は、陳列手前からとるようにしましょう。

食材を適切に保存し、食べきりましょう

食品に記載された保存方法に従って保存することや、野菜等は冷凍・茹でるなど下処理をしてストックすることで、食材そのものを長持ちさせることができます。また、消費期限が近い食品から使い、食べきれぬ量を調理しましょう。もし、料理が残ってしまった場合は、なるべく早く再度食卓に出すか、消費者庁が集めたリメイクレシピ“消費者庁のレシピ”などを活用し、他の料理に作り替えるなど工夫してみましょう。

相談業務の案内

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相談	日時	場所	問合せ先
<b>弁護士相談(事前に要予約)</b> (弁護士が法的な見解等を助言) ※予約開始 12月分:11/1(火)~ 1月分:12/1(木)~ (各日8時30分より受付) ※同じ案件での相談は2回まで (異なる会場で相談しても同様)	11月11日(金)、25日(金)、12月9日(金)、23日(金) 10時~12時	本庁舎 2階 市民相談室	市民生活課 ☎(21) 2122
	11月17日(木) 10時~12時	大平隣保館 ☎(43) 6611 ☎0120-46-7830	
	11月21日(月) 10時~12時	藤岡総合支所 別館 2階 会議室	
	12月20日(火) 10時~12時	都賀総合支所 別館 2階 会議室	市民生活課 ☎(21) 2122
	11月22日(火) 10時~12時	西方総合支所 1階 会議室	
<b>法律相談(事前に要予約)</b> ※栃本市社会福祉協議会主催	11月1日(火)、15日(火) 9時~12時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館	社会福祉協議会大平支所 ☎(43) 0294
	11月18日(金) 10時~12時		市民生活課 ☎(21) 2122
<b>宅地建物相談</b> 売買や賃貸借、所有と管理 予約開始:11/1(火) 8時30分~	11月16日(水) 10時~12時	本庁舎 2階 市民相談室	
<b>司法書士相談</b> 相続・遺言、不動産登記、成年後見制度等 予約開始:11/1(火) 8時30分~	11月18日(金) 14時~16時		
<b>行政書士相談</b> 相続・遺言、農地転用、開発行為等の手続き 予約開始:11/1(火) 8時30分~	月~金曜日 9時~16時 (第2・4・5金曜日は休所)	本庁舎 2階 消費生活センター ☎(23) 8899 FAX (23) 8820	
<b>消費生活相談</b> (商品やサービスなど消費生活全般)	11月8日(火)、22日(火) 10時~12時 ◆11月17日(木) 10時~12時 11月21日(月) 13時30分~15時30分 ◆12月20日(火) 10時~12時 ◆11月22日(火) 13時30分~15時30分 12月15日(木) 13時30分~15時30分	本庁舎 2階 市民相談室 大平総合支所 1階 相談室 藤岡総合支所 別館 2階 会議室 都賀総合支所 別館 2階 大会議室 西方公民館 2階 小会議室 岩舟総合支所会議室棟 1階第1会議室	市民生活課 ☎(21) 2122
<b>合同相談</b> (行政相談・人権相談)	◆移動県民相談も同時開設		
<b>市民相談</b> (日常生活の問題など)	月~金曜日 9時~17時	本庁舎 2階 市民相談室	
<b>人権相談</b>	月~金曜日 8時30分~17時15分	大平隣保館 ☎(43) 6611 ☎0120-46-7830、厚生センター ☎(24) 2444、人権・男女共同参画課 ☎(21) 2161	
<b>配偶者等からの暴力(DV)相談</b>	月~金曜日 9時~16時	配偶者暴力相談支援センター ☎(21) 2218	
<b>いじめ相談電話</b>	月~金曜日 9時~17時	本庁舎青少年育成センター ☎(24) 0667 gakyusy03@city.tochigi.lg.jp	
<b>青少年相談</b> (非行問題・不登校など)	※土日祝日・時間外は事前に予約が必要	本庁舎青少年育成センター ☎(23) 6566 gakyusy03@city.tochigi.lg.jp	
<b>家庭児童相談</b> (0~17歳の子どものとその家族)	月~金曜日 9時~16時	本庁舎家庭児童相談室(子育て支援課内) ☎(21) 2227	
<b>児童虐待相談</b>	月~金曜日 8時30分~17時15分	本庁舎 子育て支援課 ☎(21) 2227 ※左記以外の時間は ☎189 (児童相談所全国共通ダイヤル)	
<b>婦人・ひとり親家庭相談</b>	月~金曜日 9時~16時	本庁舎 子育て支援課 ☎(21) 2229	
<b>障がい児者相談</b> (福祉サービスの利用・障がいを理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止)	月~金曜日 8時30分~17時15分	本庁舎障がい福祉課 障がい児者相談支援センター係 ☎(21) 2219 FAX (21) 2682	
<b>ひきこもり相談(要予約)</b> ※事前にお話を伺います。	第2木曜日(次回11月10日) 10時~12時、13時~15時		
<b>就労支援相談(事前に要予約)</b> (40歳未満の就労相談)	第1・3木曜日13時~21時 第1・3土曜日17時~21時	栃木勤労青少年ホーム ☎(22) 3113	
	第2・4木曜日13時~21時 第1・3土曜日13時~16時	大平勤労青少年ホーム ☎(43) 5191	
<b>高齢者相談</b> (介護や福祉、生活全般、虐待)	月~金曜日 8時30分~17時15分	本庁舎 栃木中央地域包括支援センター係 ☎(21) 2245・2246	
<b>もの忘れ相談</b> (認知症の専門員による相談)	11月11日(金) 10時~11時30分	本庁舎 1階 市民スペース 栃木中央地域包括支援センター係 ☎(21) 2171・2246	



栃木県立栃木女子高等学校 2年生 美術部 まんが甲子園チームリーダー

とみおか 富岡 礼 さん

高校生まんが日本一を決める第31回まんが甲子園で、全国2位の成績をおさめた栃木女子高校美術部の富岡さんにお話を伺いました。



**3年ぶりの大会で準優勝**  
 コロナ前は、毎年高知県で開催されていたまんが甲子園ですが、一昨年は中止、昨年はオンライン開催となり、実際に現地で開催されるのは3年ぶり。今年は、7月30日、31日と2日間にわたって開催されました。  
 1日目。日本全国、海外から予選を勝ち上がった33校の中から、15校に見事選抜されて、むかえた2日目。決勝戦のテーマは、「やさしい世界」。5時間半の制限時間内にテーマに沿った作品を作り上げます。  
 栃木女子高チームは、歩行者用の信号機に高齢者や子どもがゆっくり横断できる黄色が付いた世界を表現しました。「似ているアイデアの高校があり、ヒヤッとした」という富岡さんですが、「大丈夫、大丈夫」とチームのメンバーと励ましあいながら取り組みました。完成した作品には自信がありました、と力強く話してくれました。

**念願かなって美術部へ、将来は?**  
 通っていた中学校には美術部がなく、高校生になって念願かなって美術部に入った富岡さんに、将来の夢を尋ねると、「具体的ではないですが、西洋建築に興味があるので、それに携わる仕事がしたいです。」

**準優勝の秘訣は...**  
 栃木女子高のまんが甲子園チームは、美術部員の5人で構成されています。普段は油絵など、それぞれ活動していますが、夏の間はまんが甲子園に集中するそうです。  
 5人のリーダーとして、チームを導いた富岡さんは、準優勝の秘訣について、「大切なのは、チーム5人のコミュニケーションだと思っています。話し合いや言いたいことを言い合ったり、仲良くするときは仲良くする、そういうチームワークが一番大切だと思います。」と話してくれました。



ど田舎にしかた祭り

日時 11月27日(日) 13時~17時

開場 11時30分~

場所 道の駅にしかた西側の田んぼ(西方町元)

内容 迫力ある和楽器隊による演奏パフォーマンス・俵を投げて距離を競う俵飛ばし大会・打ち上げ花火等の催し物を予定。  
 ※ご来場いただく際は感染対策にご協力をお願いいたします。  
 ※状況により中止になる場合がありますのでご了承ください。

☎ にしかたふるさと祭り実行委員会事務局 (西方地域づくり推進課内)

☎ (92) 0300

栃木市犯罪被害者等支援条例の制定

犯罪被害者やその家族を支援し、安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、栃木市犯罪被害者等支援条例を制定しました。殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族または重傷病を負った犯罪被害者の方に対し、見舞金を支給いたします。

**対象となる犯罪被害者** 殺人、強盗致死傷、傷害、強制性交等致死傷、危険運転致死傷などの故意犯

**対象となる犯罪被害者** 被害に遭われたときにおいて、本市の住民基本台帳に登録されていた方(住民基本台帳に登録が無い震災避難者やDV、ストーカー等の被害を受けて避難していた方も含まれます。)

**見舞金額** ①遺族見舞金30万円、②重傷病見舞金10万円

**申請方法** 問合せ先窓口に必要な書類を提出してください。

**その他** 犯罪被害に係る各種相談窓口の案内も行っています。一人で悩まず、まずはご連絡ください。

☎ 交通防犯課 ☎ (21) 2151